

# 第 6 次山形県保健医療計画における「基準病床数」について

## 1 基準病床数について

病院及び診療所の病床の適正配置を目的として、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 11 号の規定に基づき設定する。

病床の種類に応じて設定

病床の種類別	設定圏域
療養病床 及び 一般病床	二次保健医療圏ごと
精神病床	県全域
結核病床	県全域
感染症病床	県全域

## 2 基準病床数の算定について

### (1) 療養病床 及び 一般病床

算定式：基準病床数 = 基本部分 + 加算部分

基本部分 = 療養病床 + 一般病床

療養病床：( (ア×イ) - ウ±エ ) ÷ オ

(算定要素)

- ア 各二次医療圏の人口 (性別、年齢階級別) ⇒ 平成 22 年国勢調査人口
- イ 入院・入所需要率 (性別、年齢階級別) ⇒ 厚生労働省の告示数値
- ウ 各二次医療圏の介護施設への入所者数 ⇒ 平成 23 年度特養・老健施設定員数
- エ 療養病床の他圏域との流入入院患者数 ⇒ 0.0 千人 (平成 20 年患者調査)
- オ 療養病床病床利用率 ⇒ 0.92 (厚生労働省の告示数値)

一般病床：( (ア×イ) × ウ±エ ) ÷ オ

(算定要素)

- ア 各二次医療圏の人口 (性別、年齢階級別) ⇒ 平成 22 年国勢調査人口
- イ 一般病床退院率 (性別、年齢階級別) ⇒ 厚生労働省の告示数値
- ウ 平均在院日数 ⇒ 17.0 日 (厚生労働省の告示数値)
- エ 一般病床の他圏域との流入入院患者数 ⇒ 平成 20 年患者調査
- オ 一般病床病床利用率 ⇒ 0.77 (厚生労働省の告示数値)

加算部分：ア × 1 / 3

(算定要素)

- ア 県外への流出患者数 ⇒ ±0.0 千人 (平成 20 年患者調査)

### (2) 精神病床

算定式：基準病床数 = 基本部分 + 加算部分

基本部分 = 入院期間が 1 年未満である者の病床 + 入院期間が 1 年以上である者の病床

入院期間が 1 年未満である者の病床：( (ア×イ) ± ウ ) × エ ÷ オ

(算定要素)

- ア 人口 (年齢階級別) ⇒ 平成 22 年国勢調査人口
- イ 精神病床新規入院率 (年齢階級別) ⇒ 厚生労働省の告示数値
- ウ 県外との流入入院患者数 ⇒ ▲0.1 千人 (流出超過) (平成 20 年患者調査)
- エ 平均残存率 ⇒ 0.251 (厚生労働省の告示に基づき算出した標準値)
- オ 入院期間が 1 年未満である者の病床利用率 ⇒ 0.95 (厚生労働省の告示数値)

入院期間が 1 年以上である者の病床：( (ア × (1 - イ) + ウ - エ ) ÷ オ

(算定要素)

- ア 入院期間が 1 年以上である入院患者数 (年齢階級別) ⇒ 平成 23 年精神保健福祉資料
- イ 入院期間が 1 年以上である入院患者の年間退院率 (年齢階級別) ⇒ 厚生労働省の告示に基づき算出した標準値
- ウ 当該年において入院期間が 1 年に達した入院患者数 ⇒ 528 人 (平成 23 年精神保健福祉資料)
- エ 退院する長期入院患者数の目標値 ⇒ 本県は、国の基準により設定不要
- オ 入院期間が 1 年以上である者の病床利用率 ⇒ 0.95 (厚生労働省の告示数値)

加算部分：ア ÷ イ × 1 / 3

(算定要素)

- ア 県外への流出患者数 ⇒ 0.1 千人 (平成 20 年患者調査)
- イ 病床利用率 ⇒ 0.95 (厚生労働省の告示数値)

### (3) 結核病床

算定式：基準病床数 = 算定部分 + 入院患者部分

算定部分：ア × イ × ウ × エ

(算定要素)

- ア 1 日当たりの塗抹陽性結核患者数 ⇒ 0.136 人 ((公財)結核予防会の数値)
- イ 塗抹陽性結核患者の感染性消失までに要する平均日数 ⇒ 136.67 日 ((公財)結核予防会の数値)
- ウ 年間新規塗抹陽性患者発生数に応じた係数 ⇒ 1.8 (厚生労働省通知による数値)
- エ 県の事情に応じた係数 ⇒ 1 (特殊事情なし)

入院患者部分：ア

(算定要素)

- ア 前年度の慢性排菌患者のうち入院している者の数 ⇒ 0 人

### (4) 感染症病床

算定式：基準病床数 =

- 第一種感染症指定医療機関の感染病床数
- + 第二種感染症指定医療機関の感染病床数
- 第一種感染症指定医療機関の感染病床数 ⇒ 県に 1 か所 2 床
- 第二種感染症指定医療機関の感染病床数 ⇒ 二次医療圏ごとに 1 か所
- 人口 30 万人未満 4 床
- 100 万人未満 6 床

## 3 基準病床数

### (1) 基準病床数

病床の種類別	これまでの基準病床数	既存病床数 (H25.1.1 現在) [①]	新たな基準病床数 (差) [ ] ([②-①])
療養病床 及び 一般病床	11,551 床	11,378 床	10,150 床 (△1,228 床)
精神病床	3,003 床	3,817 床	3,373 床 (△444 床)
結核病床	59 床	30 床	34 床 (4 床)
感染症病床	22 床	18 床	20 床 (2 床)

### (2) 各二次保健医療圏における「療養病床及び一般病床」の基準病床数

二次保健医療圏	これまでの基準病床数	既存病床数 (H25.1.1 現在) [①]	新たな基準病床数 (差) [ ] ([②-①])
村山	6,131 床	5,654 床	5,509 床 (△145 床)
最上	580 床	866 床	466 床 (△400 床)
置賜	2,056 床	2,128 床	1,656 床 (△472 床)
庄内	2,784 床	2,730 床	2,519 床 (△211 床)